

平成25年度施策評価シート(平成24年度実施事業)

作成主管課	社会福祉課
	健康増進課
関係課	
施策名	障害者福祉
施策コード	3-3-3

総合計画後期基本計画の内容

政策体系	政策	第3章 共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり〔健康・福祉〕
	小政策	3 支えあい、心がかよう福祉環境をつくります
現況と課題		<p>現在、障害者の権利に関する条約(仮称)の締結に向けた国内法の整備を始めとする制度の集中的な改革が進められており、平成23年には障害者基本法の一部改正が行われました。また、サービスの利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法(仮称)の制定に向けた検討が進められていますが、今後の道筋は示されていない状況にあります。その中で、本市の身体障害者手帳等の保持者は増加傾向にあり、特に精神障がい者は、急増しています。</p> <p>本市では、障害者基本法に基づく「笠間市障害者計画」及び「笠間市障害福祉計画」を策定し、「自立支援給付」をはじめ、地域の状況に応じて設定できる「地域生活支援事業」として、重度身体障害者訪問入浴サービス、通所サービスの利用促進、相談支援事業などを展開し、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めてきました。</p> <p>今後は、検討が続く国の制度改正の動向を注視しながらも、ノーマライゼーションの理念の実現を目指し、「笠間市障害者計画」に基づきながら、安全で安心して生活でき、かつ、積極的に社会参加ができるような地域づくりをハードとソフトの両面で進めていく必要があります。</p> <p>また、防災・防犯対応を含めた地域での支えあいの体制づくりの推進と財政面を考慮した持続可能なサービス提供体制の構築に努めていく必要があります。</p>
施策目標		地域の理解と参加による福祉を推進するための情報提供や教育を実施するとともに、対象者や関係者の意見を聞きながら、継続的な保健・医療サービスの提供をはじめ、自立生活や就労支援対策を、福祉、教育、保健、医療、都市基盤整備など分野横断的に取り組んでいきます。

1 総合計画進行管理

市民からの意見・反応等	
-------------	--

(1) 目標指標1

市民実感度指標		H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
障がいのある人が地域で生き生きと暮らせると感じている市民の割合	市民実感度	42.450	39.610				
	加重平均値	2.409	2.379				
当施策を重要と感じている市民の割合	市民実感度						
	加重平均値						
	重要度		94.620				
	加重平均値		3.661				

(2) 目標指標2

数値指標		単位	H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
福祉サービス年間利用件数	目標値	件		7,000	7,500	8,100	8,700	9,400
	実績値	件	6,486	7,568				
	達成度	%		108.11				
	ベンチマーク							
計画相談支援件数	目標値	件		10	90	155	224	297
	実績値	件	4	47				
	達成度	%		470.00				
	ベンチマーク							
施設入所者数	目標値			117	112	108	105	103
	実績値		122	125				
	達成度	%		93.60				
	ベンチマーク							
数値指標の考え方	指標設定の考え方							
	目標値設定の考え方							

指標設定の考え方	障害のあるすべての人が、住みなれたそれぞれの地域において、自立した生活を送るために必要な障害福祉サービス及び計画相談支援の利用件数を指標とした。
目標値設定の考え方	これまでの伸び率を勘案し設定

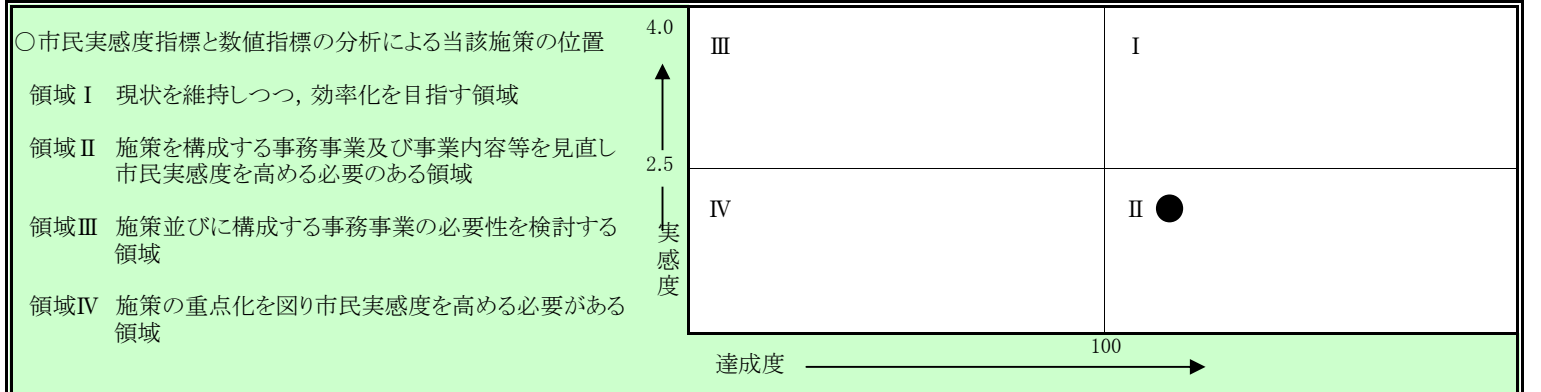
2 施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担をどう考えるか

市民の役割	市民(地域・団体・事業所)が自助でやるべきこと。共助でやるべきこと。市と協働でやるべきこと。 地域における障害者への理解を深め、障害者の社会参加を推進する
行政の役割	市がやるべきこと。県がやるべきこと。国がやるべきこと。 情報提供や教育の実施をしていきます 対象者や関係者の意見を聞きながら、継続的な保健・医療サービスの提供をしていきます 福祉、教育、保健、医療、都市基盤整備など、分野横断的な自立生活や就労支援対策を進めます

3 平成24年度の実績

取組状況等	取組み内容と成果、成果が得られた要因として考えられること。 特別支援学校の保護者会や福祉相談会・障害者団体等の勉強会・定例民生児童委員連絡会での福祉制度の説明及び情報提供などを行った。
-------	---

4 施策の評価(現状分析)



達成度評価	指標を分析した結果施策目標は達成されたのか 福祉サービスについては、障害者数の増加、福祉サービス制度の周知、利用者負担額の軽減、福祉サービス提供事業所数の増加などにより、利用件数が伸びている。計画相談支援については、福祉サービス利用者について平成26年度までにサービス利用計画を作成することとなっているため、利用件数が大幅に増加した。今後も福祉施策の充実等により利用の増加が見込まれるため、目標値の見直しが必要。
-------	---

構成事務事業の適正性	施策目標を達成するための手段(事務事業)の構成は妥当か 難病患者見舞金給付事業については、平成25年度から難病患者が障害福祉サービスの利用対象者となったことから、見舞金の支給に関し、抜本的に見直す必要がある。
------------	---

残された課題	平成25年度以降に残る課題、その要因として考えられること。 障害者自立支援給付事業のうち計画相談支援については、自らサービス利用計画を作成することができない者のプランを指定特定相談支援事業者が作成することとなっているが、市内に事業者が2ヶ所と少なく、全ての対象者のプランを作成することが難しい状況である。
--------	---

5 今後の方向性

取組方針	平成26年度に向けた施策方針 ・難病患者見舞金給付事業については、他市町村の動向等を踏まえ、支給額や所得制限の導入等の検討を行う。 ・サービス利用計画を作成する指定特定相談支援事業者については、自立支援協議会と連携し、研修会を開催する等、相談支援従事者の増員や事業者の開拓に努める。
------	---

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果				補助区分	事業費(千円)			貢献度評価		
			成果指標	単位	平成22年度	平成23年度		平成24年度	平成22年度	平成23年度		平成24年度	
1	心身障害者扶養共済事業	障がいのある方の保護者が、一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害者になったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する事業で、加入者からの掛金納付処理及び受給者への年金支払い処理等の事務処理を行う。	義務的事業	加入者数 受給者数	人 人	37 16	37 19	37 18	県補助	7,438	8,008	8,108	義務的事業
2	特別障害者手当給付事業	著しく重度の障害のため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方に対し手当を給付する事業で、申請処理及び手当の支給を行う。	義務的事業	受給件数	人	71	75	71	国補助	17,122	17,876	19,911	義務的事業
3	難病患者見舞金給付事業	一般特定疾患医療を受給する難病患者に対し、障害認定の対象とならないため福祉サービスの該当とならないことから、福祉の増進を目的に月額3千円の見舞金を支給する事業で、申請受付・内容審査及び決定・見舞金支給・現況確認の事務を行う。	政策的事業	見舞金給付者数	人	272	295	285	市単	9,735	10,626	10,626	休廃止
4	地域生活支援事業	市が障害者自立支援法に基づき、地域の実情に応じて必要と思われる重度身体障害者訪問入浴サービス・コミュニケーション支援・地域活動支援センター・自動車改造費及び運転免許取得費助成・日常生活用具給付・更生訓練費給付・日中一時支援・移動支援・福祉ホーム・社会参加促進の事業を行い障がい者の地域での生活の安定を図る。事業所との契約・申請受付及び決定事業所への支払い事務を行う。	政策的事業	サービス提供件数	件	6,246	6,300	6,293	国・県補助	75,465	75,662	76,619	1
5	障害者更生医療給付事業	治療を行うことによって、改善されるか機能の維持が保たれるなどの医療効果が得られるものに対する、医療費自己負担軽減化のための制度。手術や治療を行わないと命の危険があるため、身体障がい者の方に対して、自立と社会活動への参加促進を図る目的のために行われる医療、申請受付及び決定事務・支払い関係事務を行う。	義務的事業	給付処理件数	件	120	120	111	国・県補助	39,573	46,726	51,615	義務的事業
6	障害児親子通園事業	検診などの際に、発達に遅れが見られる幼児や保護者に対し、生活指導や相談を行う市の単独事業。社会福祉協議会に委託して行っており、対象は笠間市居住の就学前児童で利用料は無料とする。発達障がい児の早期発見による療育指導を行うことにより、児童の社会参加への第1歩を積極的に援助し児童福祉・障害児福祉の増進に寄与する。また、保護者に対するセラピーも行き、障がいの状況理解したうえで療育についてアドバイスすることにより、保護者の精神的負担を軽減する。申請受付及び決定・ケース検討会を行う。	政策的事業	通所者数	人	49	56	70	市単	5,067	5,112	5,822	1
7	在宅心身障害児福祉手当事業	対象は20未満の重度障がい児で在宅生活をしている方に、月額3,000円を支給する。また、特別児童扶養手当2級程度の方は月額1,500円とし、市単での支給となる。平成19年度に中度障がい者の補助金は打ち切りとなったが、市においては、これらの児童の介護に当たる保護者とその家族の精神的、身体的労苦に報い、その福祉の増進を図ることを目的として支給を継続した。申請及び決定事務・手当支給事務を行う。	政策的事業	適正な給付	人	82	82	96	県補助	2,219	2,285	2,448	1
8	障害児通園施設運営事業	笠間市より通園している障がい児の処遇改善のため、障がい児通園施設に対し補助金を支給する。通園者1人当たり月額5,000円の補助金を支給。障がい児の生活訓練や指導を行う施設は少ないため、その安定した運営と通園のための送迎に対し、利用する市町村で支援をすることとなった。笠間市内から通園する心身障がい児が容易に通園できるように配慮し、円滑なる施設運営と園児の自立促進を図ることを目的とし、笠間市内からの通園児に特に便宜をはかってもらうこととなる。通園施設への補助交付手続き	政策的事業	利用希望者の通所	人	6	6	5	市単	400	360	420	1
9	重度障害者住宅リフォーム助成事業	在宅の重度障がい者に対し住宅設備の整備を要するための費用の一部を助成し、負担軽減を図る。障がい者となった方が、自宅で生活するために住宅の改修を行うための費用の一部を助成する。申請は少ないが、急に障がい者となり対応に苦慮している方にとっては必要な支援である。申請受付及び決定事務・助成金給付事務を行う。	政策的事業	利用者数	人	2	2	2	国補助	825	1,125	1,875	1
10	重度心身障害者福祉タクシー利用助成事業	重度障がい者への通院通所のためのタクシー券の交付を行う。年間(年度切り替え)1冊(48枚綴り)ただし、人工透析患者は3冊(144回枚)まで交付することができる。利用1回定額につき600円を補助する。市の単独事業。移動制約者等の通院通所のための支援を行うことにより、適正な治療等を行うことができるとともに、負担の軽減を図る。自動車税(軽自動車税)減免対象外の障がい者が交付対象となる。タクシー券の申請受付及び交付事業・支払い事務を行う。	政策的事業	利用件数	件	1,839	1,700	1,398	市単	1,139	1,546	1,546	2
11	障害者自立支援事業	障害福祉サービスの障害区分認定審議会開催と医師の意見書作成手数料及び郵送料の支払い(認定審査会は月1回開催、委員5人ずつの2チームに分かれて審査する)。障害者自立支援法に基づき、福祉サービスの介護給付費・補装具給付への支払い、福祉サービスの相談調整などを行う。申請受付、区分調査、審査会、区分認定、サービス決定・相談支援を行う。	義務的事業	サービス給付件数	件	8,344	8,500	9,471	国・県補助	848,328	918,020	1,007,750	義務的事業
12	福祉有償運送事業	道路運送法の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、市民の福祉の向上と公共の福祉の増進を図り、福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため、笠間市福祉有償運送運営協議会を設置・運営する。協議会を開催しその必要性や利便性を検討する。市の協議会の審議の結果を添付して、関東運輸局に関係書類とともに提出する。福祉有償運送事業所の更新申請の際に協議会を開催、市の承認書の提出を行う。	義務的事業	事業所の必要性の検討	回	1	2	1	市単	36	72	36	義務的事業
事業費合計										1,008,903	1,089,048	1,188,391	

シート1 施策構成事務事業目的直結度評価

施策名 障害者福祉



法定受託事務(義務的事業に分類) 心身障害者扶養共済事業 特別障害者手当給付事業 障害者更生医療給付事業 障害者自立支援事業 福祉有償運送事業
--

シート2施策構成事務事業貢献度評価

施策名 障害者福祉

施策の目的に対する事務事業の目的の直結度

- 非常に高い 1
- 高い 2, 3
- 中 4, 5, 6
- 低い 7, 8, 9

1 地域生活支援事業 障害児親子通園事業 在宅心身障害児福祉手当事業 障害児通園施設運営事業 重度障害者住宅リフォーム助成事業	2 重度心身障害者福祉タクシー利用助成事業 精神保健事業	4	事務事業の休廃止検討エリア
3	5	7	
6	8	10	
9	11	12 心身障害児(者)父母の会補助金 身体障害者福祉協会補助金	

- 法定受託事務(義務的の事業に分類)
- 心身障害者扶養共済事業
 - 特別障害者手当給付事業
 - 障害者更生医療給付事業
 - 障害者自立支援事業
 - 福祉有償運送事業

- 難病患者見舞金給付事業

成果は高い(上位) 成果はやや高い(中位) 成果は普通(中位) 成果は低い、ほとんど出ていない若しくは把握できない(下位)

事務事業の成果